

環技審第3号
平成28年7月27日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 山本玲子



鬼首地熱発電所設備更新計画に係る計画段階環境配慮書について（答申）
平成28年6月17日付け環対第134号で諮問がありましたのことについて
は、別紙のとおりです。



鬼首地熱発電所設備更新計画 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的事項

(1) 地熱発電は持続性や安定性で優れた再生可能エネルギーであり、当発電所は宮城県において唯一の地熱発電所である。

一方、事業実施想定区域は栗駒国定公園（第一種特別地域）に存在する。さらに当該区域を含めた周辺地域には温泉等の観光資源が多いことから、環境影響に配慮するよう努めること。

また、調査、予測、評価にあたっては環境アセスメントの趣旨に基づき、最新の知見を用いることや専門家の意見を聴くなどし、適切に進めること。

(2) 発電設備、生産基地、還元基地、輸送管の構造若しくは配置、位置又は規模に関する複数案を提示すること。複数案を設定出来ない場合は、計画段階環境配慮書の趣旨をくみ取り、環境保全の見地より、单一案に至る検討過程を明確に示し整理、検討した上で事業計画を決定すること。

(3) 計画段階環境配慮書にて選定した計画段階配慮事項以外についても、環境影響の重大性について客観的かつ科学的に調査、整理した上で方法書を作成すること。

(4) 既設設備撤去の工事については、様々な環境影響が想定されることから、これについても十分な環境保全措置を講じ環境影響に配慮すること。

(5) 事業者が計画している坑口集合方式を採用することにより敷地内に余剰地が発生する可能性があることから、この敷地を有効的に活用し、工事後の自然復元に努めること。

2 個別的事項

以下項目について、計画段階配慮事項に係る環境影響の程度を調査、整理した上で方法書を作成すること。

(1) 大気質

硫化水素による人への健康、動植物、生態系等への環境影響。

(2) 騒音

建設騒音、工事用車両等による騒音及び施設稼働に伴う騒音。

(3) 動物・植物

地上を歩く爬虫類、両生類を含む動物全般について、工事用車両の通行による轢死等の影響。及び工事による鳥類、哺乳類、植物相に対する影響。